

コーポレート・ガバナンス

経営の効率化と公平性・透明性の向上に向けた体制を整えています。

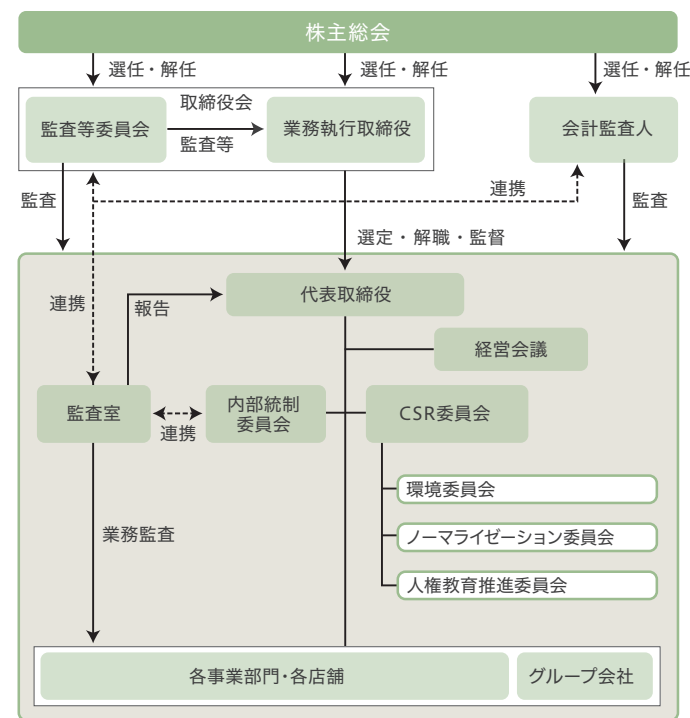
経営上の最高意思決定機関である取締役会を毎月開催するほか、経営意思決定のための協議機関として経営会議を毎月2〜3回開催するなど、経営の基本方針に基づいて業務上の主要事項を審議決定しています。取締役会は、取締役（監査等委員である取締役を除く）8名と監査等委員である取締役4名の計12名で構成されており、取締役（監査等委員である取締役を除く）には社内出身者に加え、他企業で実務経験を積んだ人材を選任し、幅広い視点から議論を交わしています。また、監査等委員である取締役4名のうち3名は社外取締役で、幅広い視野および客観的な立場から企業戦略について総合的な助言がされています。

会社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上につながる対応として、当社は「コーポレート・ガバナンス・コード」への対応を積極的に推進し、その内容を踏まえた報告書を開示しています。

さらに、健全な企業活動の仕組みを整備運用する「内部統制委員会」を組織し、コンプライアンスに関する事項全般について情報収集や対策を立案し、その内容を委員長に報告・指示を受ける体制を整えています。

2020年度は業務執行取締役役に社外取締役を迎える予定になっており、経営の透明性の向上に向けた体制も整えています。

■コーポレート・ガバナンスに関する仕組み



(2020年2月20日現在)

■ガバナンス状況報告

URL <https://www2.tse.or.jp/disc/82760/140120181126441381.pdf>

コンプライアンス

コンプライアンス浸透に向けた組織・風土づくりを進めています。

コンプライアンスの維持やリスク管理、ノーマライゼーション、セクシャル・ハラスメント、接客教育の「しつけ、身だしなみ」などを周知徹底するため、従業員全員に項目別に重要ポイントをまとめた手帳タイプの「平和堂マニュアル」を配付しています。このマニュアルには「わたしたちの行動基準」という業務全般において順守すべき事項が記載されており、コンプライアンスに関する行動規範を周知するとともに、一人ひとりの意識を高めています。

また、当社はコンプライアンス・マニュアルに基づき、反社会的勢力に対して係わりを一切持たず、このような団体・個人から不当な要求を受けた場合には、警察等外部機関と連携し、関係部署が連携・協力して組織的に対応いたします。

さらに、コンプライアンスに関する従業員からの通報や相談を受け付ける内部通報窓口として「平和堂クリーンライン」と、「人権ホットライン（人権相談窓口）」を設置しています。さらに、「社外通報窓口」を平和堂グループ全体の通報窓口として設置し、コンプライアンス体制を整備しています。

リスクマネジメント

内部統制委員会においてリスクレビューを実施し、危機管理に対して取組みを行っています。

事業継続計画（BCP）に関する取組み

大地震等の自然災害や甚大な被害をもたらす危機が発生した場合、当社が機能や役割を回復し事業継続することを目的とした事業継続計画（BCP）の強化に努めています。「災害マニュアル」を各店舗・本部に備え付け、予防体制とともに災害発生時の対応を定めています。また、各店舗・本部において対象市町村発行のハザードマップを定期的に取得し、被災想定区域や避難場所などを把握し、防災対策に活用しています。

従業員には災害時での指針や行動を記した「災害時行動心得」の配付を行うとともに、災害発生時に人命第一を基本に被害の最小化と各人の役割・行動を再確認するため各店舗・本部において消防訓練を行っています。また、本部においては災害発生時、本部が速やかに災害対策本部を設置するための初動訓練を行っています。また、災害時に社員の安否や出勤が可能な確認する「安否確認システム」を利用した訓練も定期的に実施しています。今年度は安否確認システムの対象者をアルバイトまで広げて対象（23,000人）まで拡大して定期的に訓練を実施しています。

個人情報保護・セキュリティに関する取組み

当社では個人情報の取扱いに関する「個人情報保護方針」を定めています。方針に基づき個人情報の管理に関する「個人情報管理マニュアル」「パソコン管理マニュアル」「HOP カードマニュアル」などを整備し、個人情報の保護に取り組んでいます。

店舗で発生する事件・事故に関する取組み

当社は、各店舗において日常的に発生する事件や事故などについて素早く対応するため、社内ネットワークを利用した「事件・事故報告」によって、迅速な解決と情報を共有できる体制を構築しています。

地域との連携

行政との「災害協定」の締結

平和堂は、大規模地震等の災害発生時に、食料品、日用品、衣料品などの生活物資を被災者へ迅速に供給するために46の自治体と、災害時の生活物資の供給等に関する協定を締結しています。2019年度（2020年3月31日現在）は、新たに4行政と災害協定を締結し、今後も締結エリアを拡大してまいります。

PICK UP!

「災害対策本部設置および初動訓練」の実施

平和堂は、南海トラフ地震発生時を想定した「災害対策本部設置および初動訓練」を実施し、有事の際に迅速に対応できるようにしています。2019年度は、5月、10月、2020年1月の3回実施し、部課長および本部近隣在住者を中心に災害対策本部の立ち上げから初動対応としての情報収集等の訓練を行っています。訓練参加者は、地震情報・インフラ情報・人的被害・安否確認・建物および商品被害・システム被害・物流状況・商品調達などの情報を手分けして収集し、ホワイトボードに簡潔にまとめ、全員で情報共有できるように訓練しています。



災害対策本部初動対応訓練 ▶
(2020年1月20日)